

平成30年度 第2回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成30年8月7日（火）午前10時～12時

場所：男女共同参画センター“ひらく”

1 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：8人（欠席者2人）

2 傍聴者

1人

3 会議資料

資料1 小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（案）【平成29（2017）年度実績】

参考資料1 内閣府 女性活躍加速のための重点方針2018（概要）

参考資料2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

参考資料3 「えるぼし認定」を取得しましょう

参考資料4 HAPPYこだいら（小平市特定事業主行動計画）

参考資料5 HAPPYこだいら～女性活躍編～（小平市特定事業主行動計画）

参考資料6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要

4 議題

（1）小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（案）【平成29（2017）年度実績】について

5 会議記録（要約）

議題（1）小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（案）【平成29（2017）年度実績】について

会 長：議題（1）小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（案）【平成29（2017）年度実績】の作りと基本目標ごとの事業について事務局より説明を。審議会の意見をまとめていくために、基本目標ごとに区切って事業の説明を受け、質問・意見を出していただく。

事務局：資料1 小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（案）【平成29（2017）

年度実績】報告書の作りについての説明。

- 1 小平市男女共同参画推進審議会の評価・意見
- 2 計画の体系図
- 3 平成29年度推進状況報告書の要点
- 4 指標別の実績
- 5 平成29年度推進状況
- 6 小平市における市政運営への女性参画状況 以上6項目で構成されている。

会 長 : 何か質問や意見があればどうぞ。

会 長 : 5ページ、4 指標別の実績が示され分かりやすい。質問もないようなので、4つの基本目標ごとに説明を伺う。まずは基本目標 I について説明を。

事務局 : 基本目標 I の説明。

4ページ、3 平成29年度進捗状況調査報告書の要点から、平成29年度に新規・規模拡大等で充実した事業を中心に説明。

平成29年度に新規・規模拡大等で充実した事業（6件）

- No. 5 事業者等における先進事例の紹介・啓発（市民協働・男女参画推進課）
市内事業者懇談会の初開催。
- No. 7 男女共同参画に関連した入札制度の研究(契約検査課)
女性活躍に関する総合評価方式ガイドラインの改定を検討し、平成30年4月1日から施行。
- No. 10 幼児期の教育・保育の充実(保育課)
保育園を7園増設、待機児童は78人減少。
- No. 11 地域の子ども・子育て支援の推進（子育て支援課）
学童クラブを増設（2か所）。
- No. 16 男性向け家事・育児・介護講座の開催（市民協働・男女参画推進課）
男性の家庭参加に関するテーマで講演会を開催。
- No. 17 父親に向けた育児支援イベントの開催（健康推進課）
ハローベビークラス土曜日クラスの増設。

平成30年度に拡大・改善を予定している事業（4件）

- No. 5 事業者等における先進事例の紹介・啓発（市民協働・男女参画推進課）
拡大：市内事業者懇談会の規模・予算を拡大。
- No. 10 幼児期の教育・保育の充実（保育課）
拡大：学童クラブの増設（1か所）。
- No. 11 地域の子ども・子育て支援の推進（子育て支援課）
拡大：小規模保育事業の新規開設（1園）。

No. 13 子育て・女性相談と関係機関との連携（市民協働・男女参画推進課）
拡大：女性相談の時間延長を新しい女性相談カードに掲載して周知。

会 長 : 6 ページから 13 ページまで、基本目標 I の総括までで、何か意見を。

委 員 : 6 ページ、No. 5 「事業者等における先進事例の紹介・啓発」の平成 30 年度の方向性が拡大とは具体的にどういうことか。

事務局 : 今まで市役所では事業者の女性活躍推進については、小平商工会を通して、またホームページから情報を発信するだけだった。しかし、平成 28 年に議会において、市内事業者に取り組んでもらうための施策が必要ではないか、大企業だけでなく、中小企業も行動計画を作成するべきではないか、という請願が採択された。現状把握のため、市が把握している市内事業者に呼び掛け、女性活躍推進アドバイザーと小平市で初めてえるぼし認定を受けた企業の社長を講師に迎え、市内事業者 9 社に集まっていた。平成 30 年度も講師をお招きし、懇談会の実施を考えている。また、平成 30 年度は予算が確保できたため、拡大とした。

委 員 : 8 ページ、No. 8 「起業・創業の支援」について、こだいらコワーキングスペース“すだち”から、実際に起業した例はあるのか。

事務局 : 平成 29 年度中は起業したという報告は受けていない。こだいらコワーキングスペース“すだち”においては、起業講座を含めたスキル UP 講座を年間 7 つ、計 26 回のセミナーを開催し、161 名が参加した。テレワークについては新規登録者 46 人、テレワークによる受注案件 12 業務で、延べ 114 人の実績が出ている。

委 員 : この他に小平市主催で女性向けの創業・起業支援は行わないのか。

事務局 : 国分寺市にある東京都労働相談情報センターや小平商工会で行われている講座などを紹介しているが、コワーキングスペース“すだち”以外で小平市が主催で行う予定はない。

委 員 : 板橋区に住む友人から、起業する際に助成金があったという話を聞いた。小平市にもあるといい。

委 員 : 8 ページ、No. 10 「幼児期の教育・保育の充実」について、待機児童数が

89人とあるが、一般的に多いほうなのか。東京都内では何番目なのか。

事務局 : 待機児童数は、多いほうから数えて全国で79番目。東京都内では31番目、26市の中では15番目である。

委員 : 5ページ、基本目標Ⅰ、施策2の指標『「育児休業制度を利用した」という男性』の割合では平成28年度実績は4.6%だが、HAPPYこいだいら～女性活躍編～(小平市特定事業主行動計画)4ページ、7「男女別の職員育児休業取得率及び平均取得期間」では男性の取得率は2.9%となっている。市民よりも、市役所の男性の育児休業取得率が低いが、取得を推進する施策はこの報告書の中でどこに該当するのか。

事務局 : 必ずしも、指標の数値目標に対応する事業項目がない場合もある。この事業に対しては、事業者・市民・市役所の三位一体で行わなければならないが、市役所では進んでいないのが現状。市民協働・男女参画推進課としては、市職員や市民及び事業者に呼び掛けていく役割として意識啓発に努める。

委員 : 8ページ、基本目標Ⅰ、施策2の指標に『「育児休業制度を利用した」という男性』の割合において、数値目標を出しているのものでそれに対応する事業項目を掲載しないのは資料の配置としてどうなのか。

事務局 : 平成32年度までに13%という数値目標は計画を策定する際に、内閣府が示している数値を採用した。また、事業項目は基本目標を達成するためのものである。しかし、事業の中には数値化できないものもあり、実績として表わせる数値目標を設定した。数値目標を達成すれば基本目標を達成したということではなく、数値目標に対応する事業項目がない場合もある。

委員 : 市職員の男性の育児休業の取得率については、これから具体的に数値を公表するのか。

事務局 : 市職員の男性の育児休業取得率は、特定事業主として毎年公表している。資料の中では、16ページ、事業No.24「行動計画の目標達成に向けた取組」に加筆することとする。男性の育児休業取得率が上がるように意識啓発に努める。

- 委員 : 基本目標 I だけではなく、全般を通して、市役所の広報として行われているホームページの掲載や各課窓口でのチラシの配架で、市民に情報が適切に届いているのか。ホームページのアクセス数は多いのか。また、効果測定は行われているのか。
- 事務局 : ホームページのアクセス数はカウントしているが、効果測定は行っておらず、講演会などの参加者数のカウントや、告知のみで終えているところもある。また、チラシの配架のみでは市役所に訪れる時だけになってしまうので、ホームページを利用している。一番見ていただけるのは市報だが、紙面に限りがあり、記事が集中すると掲載するのも困難な場合もある。また、自治会の会長を通して回覧してもらうこともあるが、市内全域に自治会があるわけではない。しかし、今年 7 月から市報が全戸配布になったため、その効果が今後出てくると考えられる。広報の仕方については今後模索していく。
- 委員 : 他の自治体において、子育てに役立つ市からのお知らせが届くスマートフォンのアプリがある。実際に利用してみて、ホームページよりも使いやすかった。費用がかかることだが、アクセスの幅を広げるためにもそのような自治体を参考にしたらどうか。
- 会長 : 自治会内での回覧については回るスピードや、十分に読まれていないことがあるので、市民にしっかり見ていただけるようにするべき。また、市報が全戸配布となったが、発行日より 2 日早く届いた。何か理由があるのか。
- 事務局 : 遅れて届くほうが影響が大きいので、2 日前から発行日当日までに配布されるように依頼している。
- 委員 : 広報誌『ひらく』などの紙媒体は、お年寄りを読むが若者はアプリなどのほうが読みやすい。また、ホームページを読んでもらう工夫としてメルマガに登録してもらうなどはどうか。男女共同参画担当で SNS を始めるなど少し工夫をして、市民と市がネット上でつながってもらいたい。時代にあったアプローチをするべきだ。
- 事務局 : 市役所のホームページはリニューアルされた。子育て応援サイトとして“こだち”があり、子育ての情報を発信している。また、ツイッターやメルマガで防災や子育ての情報は発信している。アプリは経費の問題や、全体のシステムのことなので、単独の課で行うことは難しい。

会 長 : 8 ページ、No. 9 「子育て支援事業の情報提供」の実施状況の1行目「官民の子育て情報を～」の官民は誤字ではないのか。

事務局 : 国・東京都などの官庁と民間ということで、使用している熟語で誤字ではない。わかりにくい表現ではあるので、「官民（公と民間）」とする。

会 長 : 次に、基本目標Ⅱについて説明を。

事務局 : 基本目標Ⅱについて説明。

平成29年度に新規・規模拡大等で充実した事業（2件）

No. 20 女性の就職・再就職・起業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催（市民協働・男女参画推進課）
女性の就労支援講座の開催（マザーズハローワークとの共催）
保育課と連携して市内の保育事業について説明。

No. 21 女性の就業・起業への情報提供（産業振興課）
こだいらコワーキングスペースすだちにおける就労支援。
テレワーク新規登録者46人、受注案件12業務。

平成30年度に拡大・改善を予定している事業（1件）

No. 20 女性の就職・再就職・起業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催（産業振興課）
拡大：新規で女性の再就職サポート事業を実施。

会 長 : 14ページから19ページまで、基本目標Ⅱの総括までで意見を。

委 員 : 14ページ、No. 21 「女性の就業・起業への情報提供」の女性の就労支援施設“すだち”の仕組みはどういうものか。

事務局 : こだいらコワーキングスペース“すだち”は自分の仕事づくりの一步を踏み出したい子育て中の女性のためのテレワーク拠点となるほか、コワーキング（様々な人と共同で働く場や環境）やセミナールーム、保育の機能を備えた、女性の仕事へのチャレンジを応援するスペースである。テレワークでは“すだち”の企業担当が事業者から仕事を受注して、登録している人に発注するという仕組みである。

委 員 : 14ページ、No. 23 「ジェンダー統計の整備と活用に向けた取組」のジェンダー統計とは何か。

事務局 : 「小平アクティブプラン21 (第三次小平市男女共同参画推進計画)」では、37ページに説明を記載している。ジェンダーの視点で客観的に統計をとるとのことである。No. 23では講演会の参加者の男女比等を確認し、次の開催に活かしていくことをさしている。

委員 : 14ページ、No. 22「事業者への支援」について「小規模な事業を営む経営者を支援する」とあるが、えるぼし認定を受けたことで、日本政策金融公庫に低金利でお金を借りられたことが大きなメリットだった。事業内容が優秀な場合、日本政策金融公庫の判断によるが保証人なしで融資を受けられることもある。今後市は施策として、周知していかないのか。

事務局 : 市ホームページの男女共同参画に関する分類と商業、主に商工会を担当している部署のページで東京都や国の制度を紹介している。また、市内事業者懇談会に出席された事業者には東京都から届くチラシを配付した。今後このような事業者に対する優遇制度などは随時ホームページ等に掲載していく。

委員 : えるぼし認定取得によるメリットなどがアピールできれば、行動目標を達成するための中身が伴った行動計画になるのではないかと。それが、市として女性活躍につながるのではないかと。そのため、事業者にもっとアピールしていくべき。自発的に見なければならぬホームページよりも、市から発信されるツイッターやメルマガのほうが効果的だ。

委員 : えるぼしは市民の中に浸透しているのか。

事務局 : 平成30年6月末日現在、えるぼし認定企業として公表されているのは630企業。その内331企業が東京都内にある企業である。また、東京都内の26市内では13企業のみが認定を受けている。圧倒的に大企業が多いが、小さい企業でも受けているところがある。毎月厚生労働省がデータを公表している。

委員 : 小平市内でえるぼしの認定を受けている企業は1社だけか。

事務局 : そうである。

委員 : えるぼし認定が企業の実務とリンクすることができれば、企業として取組む意味が出てくるのではないかと。

委員：えるぼし認定されることで、事業内容が優秀な場合、保証人なし、低金利でお金を借りられる制度がある。事業者にとってはとても有難いことであり、企業がえるぼしをとるきっかけとなると考えられる。

会長：えるぼしの名前の由来は。

事務局：L a d y（女性）とL a b o r（労働者）の頭文字のLが由来となっている。

会長：次に、基本目標Ⅲについて説明を。

事務局：基本目標Ⅲについて説明。

平成29年度に新規・規模拡大等で充実した事業（5件）

No. 33 人権意識の啓発（総務課）

東京都人権啓発活動ネットワークのとの共催で人権週間講演会を実施。

No. 33 人権意識の啓発（障がい者支援課）

障がい者差別解消法の啓発として、出前講座、講演会を初開催。

No. 33 人権意識の啓発（市民協働・男女参画推進課）

人権（L G B T）講座の初開催。

No. 39 妊娠・子育て等に必要な情報提供（健康推進課）

マタニティサポート面談（妊婦への面接）の新規実施。

No. 41 女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発

（市民協働・男女参画推進課）

デートDV防止啓発講座（中学生向け）の新規開催。

平成30年度に拡大・改善を予定している事業（6件）

No. 35 健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及（健康推進課）

拡大：新規で健康ポイント事業を実施。

No. 36 健康相談の実施（健康推進課）

改善：女性のリラックス教室をウェルエイジング教室にリニューアル予定。

No. 41 女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発

（市民協働・男女参画推進課）

拡大：デートDV防止啓発講座（大学生向け）の回数を拡大。

No. 42 市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携（市民協働・男女参画推進課）

改善：配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議の関係課の増加。

No. 43 ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供

（市民協働・男女参画推進課）

拡大：デートDV防止啓発講座（大学生向け）の回数を拡大。

No. 44 相談体制の充実（市民協働・男女参画推進課）

拡大：女性相談の相談時間を月曜日のみ18時まで延長。

会 長 : 20ページから29ページまで、基本目標Ⅲの総括までで、何か意見を。

委 員 : デートDVとは何か。

事務局 : 結婚前の恋人からのDV(暴力)のこと。パートナーを支配下に置くような言動・行動などが当てはまる。結婚していない恋人関係でも対等な関係を築くことが大切である。デートDVは、傾向として低年齢化している。NPOなどから講師を招いて講座を行っている。

委 員 : デートDV防止啓発講座を中学生向けに行った点が素晴らしい。続けてほしい。これからお付き合いを始めるような子どもに、どのようなことがデートDVなのか、どこに助けを求めればいいのかということを知ってもらうために早い段階で講座を行うことが重要。デートDVは身体的・性的な暴力だけではなく、精神的に支配するようなことも含まれる。そのため、被害を受けている中に男性がいたり、デートDVを受けていることに気付いていない人もいる。ぜひ、この問題については教育機関だけではなく、市のほうからもいろいろな形で広げていただきたい。

事務局 : 市では、大学連携協議会においてデートDV防止啓発講座についてPRしている。しかし、大学生は全員が市民ではないこと、デートDVの低年齢化が進んでいること、高校生には都立高校のカリキュラムがあることから、中学生へ講座を実施した。小平市の小・中学校向けに発行している出前講座の冊子には男女共同参画推進条例、デートDV防止啓発講座についてPRを行っている。中学3年生に向けた講座の実施をお願いしているが、DV被害で避難している学生への影響やデートDVに対する生徒内の知識の差から断られることもあり、広めていくのは難しい。ただし、約半数の大学生がデートDVについて聞いたことがないというアンケートの結果もあることから、正しい知識を早いうちから身につけることは大切である。また、デートDVにあった被害者は親に相談する人が多いが、小平市や東京都の相談先も複数紹介している。

委 員 : 親に相談ができない場合に、被害を受けた生徒を学校の先生が受けとめ、また、先生が相談できる場所の経路を確保してあげることが大事である。

委 員 : セクシュアル・ハラスメントについても啓発が必要だ。大学や、地域、企業において講義の義務づけなどを行うべき。また、40・50歳代以上の方はセクシュアル・ハラスメントの線引きを分かっていない。そのため、小学生くらい

から教育が必要であり、それを教える教師への教育も必要だ。中学生くらいにはイクメンなどの教育も行っていくべきである。

会 長 : 中学校のデートDV防止啓発講座の結果はどうだったのか。

事務局 : アンケートには、初めて知った、友人や将来のために話が聞けて良かった、わかりやすかった、気分が悪くなるほど衝撃的だった等の回答があった。160人の生徒に回答してもらったが、概ね伝えたいことが伝わっているといえる。

会 長 : 今年度の中学校でのデートDV防止啓発講座の予定はあるのか。

事務局 : 現在1校にあたっている。人権課題には様々な種類があり、他の課題で講座を行っている学校もある。カリキュラムが1年前に決まっているため、難しい。今年度は1～2校で行いたいと考えている。

会 長 : 小平市には公立中学校が8校もあるため、大学が3校行えるのであれば、中学校は1年に2校くらいは行っていただきたい。

委 員 : 24ページ、No. 35「健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及」の実施状況において乳がん検診の受診者数が減少しているのはなぜか。

事務局 : 平成28年度は40歳～60歳までの5歳刻みで女性5,731人に無料クーポン券を送付したが、平成29年度は国の補助制度が改正され、無料クーポン券の送付対象者が40歳のみとなった。そのため無料クーポン券による受診者数が減少し、全体の受診者数の減少につながったと考えられる。健康推進課では、平成30年度の方針性としてピンクリボンキャンペーンのチラシを対象者がいる場所で配り、より対象者に届くように工夫を行って改善していきたいと聞いている。

委 員 : 自社の社員で、費用の問題で乳がん検診を受けない人がいた。そこで今年から、会社で全額負担することとし、受診を奨励している。その結果が来年出てくると考えられる。

委 員 : 対象者本人ではなく、対象者の家族に勧めるほうが良いのではないか。

委 員 : ピンクリボンキャンペーンのチラシの配布する対象を絞ったり、母子手帳を取

りに来た方に面談を行うマタニティサポート面談などは、市役所になかなか来ない方へのチャンスを逃さないように、届けたい方に確実に届ける点で非常に良い事業だと思う。

会 長 : 乳がんや子宮頸がんの検診の受診者は高齢者が多く、若者が少ない。昔は市外にしか病院がなかったが、今では市内の病院が増えて受けやすくなった。しかし、検診のお知らせを平成29、30年度も郵送しているが効果が薄いと考えられる。

会 長 : 基本目標Ⅳについて説明を。

事務局 : 基本目標Ⅳについて説明。

平成29年度に新規・規模拡大等で充実した事業（2件）

No. 45 避難所運営への女性の参画（防災危機管理課）

地域防災フォーラム・男女共同参画講演会の初開催。

No. 51 男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進

（市民協働・男女参画推進課）

男女共同参画週間講演会と人権（LGBT）講座の初開催。

会 長 : 30ページから33ページまで、基本目標Ⅳの総括までで、何か意見を。

会 長 : 平成30年2月に行われた「地域防災フォーラム・男女共同参画講演会」では、会場も空いていたので一般市民の方にもっと参加してほしい。

事務局 : 自主防災組織や防災関係者だけでなく市民にもホームページやチラシ、自治会においてお知らせをしていたが少数だった。

会 長 : 自治会長などは参加されていたが、市民はそれらのお知らせに反応を示さなかったといえる。現在、様々な地域で災害が起きており、地域防災が非常に重要である。昼間の市内には女性が多いため、女性中心の勉強会、研修会を行っていきべき。知らないよりも、知っていることで何かできることがある。小平市は安全といわれているが、過心をしてはならない。

委 員 : 31ページ、No. 45「避難所運営への女性の参画」において、避難所運営マニュアル作成とあるが、半分以下の小学校しか作成していない。これは避難所に対する義務付けなのか、自主的に行うものなのか。

事務局 : 防災危機管理課で統一的なマニュアルは示している。地域の実情に合わせたものにするために、地域ごとのものを学校単位で組織を作り、作成してもらっている。市としては作成することを推奨している。

会 長 : 地域によってハザードマップ作りへの熱心さが違う。広島で起きた災害の際に独自のハザードマップがあった地域は全員無事であったことから、災害への意識付けが大切である。

事務局 : 地元でないと分からないこともある。消防車や救急車が来られない災害時を想定し、自分や家族、地域の人を助けるためにも災害時の行動が頭に入っていて、行動できることが大切である。新しく防災に関する項目を「小平アクティブプラン21」に取り入れ、防災に関する出前講座「デリバリーこだいら」の参加者数を指標としている。「避難所運営マニュアル」の作成についても進めていく。

委 員 : 「デリバリーこだいら」は自治会や学校だけに行くものなのか。

事務局 : 市内に在住、通勤、通学している10人から30人程度の団体やグループが利用できる。市としてメニューを公表しており、依頼者が会場と日にちを決め、日にちが合えば市の担当者が講座を行う。

委 員 : 一橋大学の留学生寮で「デリバリーこだいら」を行ってほしい。AEDの使い方などの講座も行ってほしい。地震がない国からの留学生が多く、災害への対応方法を知らない学生が多い。年2回全員参加で、消防署へ依頼しての講座は行われている。

事務局 : 防災知識の講習であれば消防署のほうが、AEDの器具なども揃っている。直接依頼できるが、連携しながら進めていきたいと考えている。

会 長 : スマートフォンでAEDの位置がわかる地図があるが、小平市にはそういうものはあるのか。

事務局 : 市のホームページにAEDの設置場所の一覧がある。外部リンクだが一般財団法人日本救急医療財団のホームページにはAED設置場所検索ができ、地図上でAEDの設置場所がわかる。

会 長 : 一度、AEDの位置を知っておくことでいざという時に使える。5分、10分の違いで命が救えることもあり、大切なことだ。
それでは、次に、小平市における市政運営への参画状況について説明を。

事務局 : 6 市政運営の参画状況の説明。

会 長 : 小平市における市政運営への参画状況も含めて全体を通して、何か意見を。

委 員 : 35ページ、(3)小平市職員の男女割合で平成30年4月1日現在、管理職事務系の女性割合が8.7%は少ないのではないか。

委 員 : この数値は今後何%を目標としているのか。

事務局 : 30%を目標としている。

委 員 : この割合は課長補佐以上としているが、課長以上だとさらに少なくなるのか。

事務局 : 女性の課長は6人であり、11.8%である。小平市は部長、課長、課長補佐、係長という役職になっており、課長補佐から管理職となる。市によってどこから管理職となるかは違う。

委 員 : 福祉系とは保育士、保健師が入っているのか。

事務局 : 福祉系の管理職は保育園の園長と保育指導担当課長があたる。技術系に保健師が入っている。

委 員 : 小学校・中学校の校長先生は何系に入るのか。

事務局 : 小・中学校の教員は東京都の職員である。出向して教育部に来ていただいている教員の中で、教育指導担当部長と教育施策推進担当課長は管理職の人数に入っている。

委 員 : DVなどの相談の女性相談室は常時開いているのか。

事務局 : 月曜日から土曜日の10時から16時まで開いている。月曜日のみ18時まで開いている。

委員：そこではレイプの被害相談もできるのか。

事務局：相談は受けるが、緊急の場合は警察署を紹介する。

委員：そこにはレイプキットはあるのか。

事務局：把握していない。

委員：小平市の病院には必ずあるのか。

事務局：把握していない。

委員：外国の病院にはレイプキットがある。日本はその点において遅れている。市から配置などを進めてほしい。

事務局：市が単独で行うのは難しい。配偶者暴力相談支援センターも都道府県に1つ程度しかなく、都道府県の状況を考慮する必要がある。

委員：ホームページではなく、市から情報が送られてくるSNSを作ってほしい。また、その際に、子供の年齢に合わせて発信する情報を変えていけばより広く伝わる。作った場合には、妊婦に対する全戸訪問や、検診のときに、SNSへの登録を促すチラシなどを配付すれば良いのではないか。高齢者の方には他の方法を行っていくべきである。

会長：今のご意見をまとめて、推進状況調査報告書の審議会の意見とする。追加で加えたいことなどがあつたら、8月24日までに、事務局へファックスまたはメールでお送りいただきたい。その意見も含めて会長・副会長一任でまとめる。改めて、報告書の完成までの流れを事務局から説明を。

事務局：小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【平成29(2017年)度実績】は、本日いただいた意見を会長・副会長一任でまとめ、報告書1ページに入れる。その後、推進委員会・本部で確定後、印刷をして10月初めに完成予定である。委員の皆さまには、完成した冊子をお送りする。

6 その他

事務局：報告事項として1点ご連絡する。小川駅西口地区市街地再開発事業において、小川駅前周辺のまちづくりをふまえて事業を推進するため、再開発施設の建築物の一部フロアを公共スペースとして取得することとなった。公共スペース取得にあたって、小川駅近隣地区に所在する、図書館・公民館・市民課の市の出張窓口がある西部市民センター、小平元気村おがわ東の機能を一体的に検討する。そのため、男女共同参画センター“ひらく”も検討課題となっている。機能の再配置の考え方として、小平元気村おがわ東を含めた小川駅周辺の機能を、再開発エリアにまとめるという方向で検討している。この内容については6月から8月にかけて6回開催されている「意見交換会」において複合化の方向性、計画について説明している。今後新たな施設に入る機能や床面積については、9月以降利用者を含めた市民参加で検討していく予定である。具体的な日程などは市報やホームページに掲載されるので、参加していただくとありがたい。以上が報告です。

今年度の審議会は、2回の予定で、今年度の会議は本日で終了となる。男女共同参画推進条例第17条第2項、男女共同参画施策又はその推進に影響を及ぼす施策に関する市民等及び事業者からの意見・苦情・相談に対し、審議会の意見を伺う必要があると判断した場合には、審議会を開催する。その際は、改めてご連絡する。事務連絡は以上になる。

会長：以上で平成30年第2回小平市男女共同参画推進審議会を終了する。